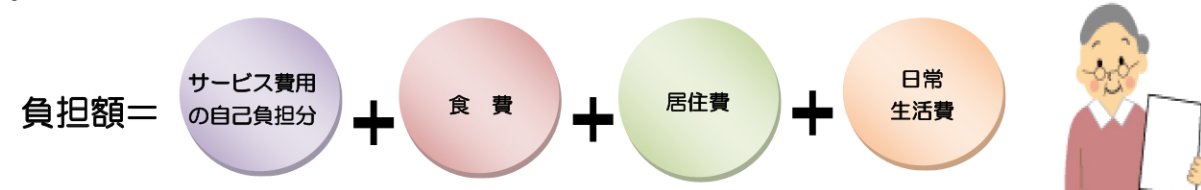


●施設サービスの費用のめやす

施設サービス費の自己負担分（1割～3割）に加え、食費、居住費、日常生活費が利用者の負担となります。



●所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により居住費・食費は次の負担限度額までの自己負担となり、超えた分は介護保険から給付されます。（特定入所者介護サービス費）

●自己負担限度額の適用を受けるためには、市福祉課窓口に申請してください。

居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）

区 分			食 費		居 住 費			
			施設サービス	短期入所サービス	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型準個室
第1段階	生活保護受給者の方等		300円	300円	550円 (380円)	0円	880円	550円
	世帯全員が市民税非課税で	老齢福祉年金受給者の方	300円	300円	550円 (380円)	0円	880円	550円
第2段階		年金収入等80万9,000円以下の方	390円	600円	550円 (480円)	430円	880円	550円
第3段階①		年金収入等80万9,000円超120万円以下の方	650円	1,000円	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円
第3段階②		年金収入等120万円を超える方	1,360円	1,300円	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円

※世帯全員（別世帯の配偶者含む）が市町村民税非課税の方が対象です。

■預貯金の上限額

	上限となる預貯金額
生活保護受給者・老齢福祉年金受給者（第1段階）	単身 1,000万円、夫婦 2,000万円
年金収入等80万9,000円以下（第2段階）	単身 650万円、夫婦 1,650万円
年金収入等80万9,000円超120万円以下（第3段階①）	単身 550万円、夫婦 1,550万円
年金収入等120万円超（第3段階②）	単身 500万円、夫婦 1,500万円

ポイント

「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、平成30年8月から「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

ポイント

「年金収入等」とは、公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）とその他の合計所得金額を足した金額となります。

ポイント

特定入所者介護サービス費の支給対象者の条件
●住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者の所得も判断材料とします。
●区分の決定にあたり、非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入として算定し、不正があった場合には、ペナルティ（加算金）を設けます。

重要

デイサービスや、グループホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、サービス付き高齢者向け住宅は対象外です。
各段階に応じて定められた資産要件以上の預貯金等を、本人及び配偶者が保有している場合は、軽減を受けられません。

申請方法

介護保険負担限度額の申請を希望される方は、本人及び配偶者のお持ちのすべての預貯金通帳を記帳していただき、福祉課介護保険係までお持ちください。
郵送による申請を希望される方は、垂水市ホームページにて介護保険負担限度額認定申請書を出力していただき、必要事項を記入し、金融機関への照会に対する同意書（申請書裏面）とお持ちのすべての預貯金通帳等の写しをつけて福祉課介護保険係までお送りください。

災害等の特別な事情により保険料を納めることが困難になったとき

災害などの特別な事情で一時的に収入が減少し、保険料を納めることが困難となった方を対象に、以下の要件を満たす方は、保険料を減免できる場合があります。

対象者の要件	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、本人またはその属する生計維持者が所有する住宅、財産等に損害を受けた場合
	本人の属する世帯の生計維持者が死亡、または心身に重大な障害を受け、収入が著しく減少した場合
	本人の属する世帯の生計維持者の収入が、事業の休廃止、失業等により著しく減少した場合
	本人の属する世帯の生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁等による理由により著しく減少した場合

要件、申請方法など詳しくは福祉課介護保険係までお問合せください